

令和8年度建設業デジタル化加速事業  
遠隔施工技術活用モデル工事「発注者指定型」特記仕様書

第1条（適用）

本モデル工事は、南海トラフ地震等の大規模災害発生後の状況を想定し、県内事業者での遠隔施工実績の創出と課題を検証するためのモデル工事である。また併せて、若者にとっての魅力ある就労環境を創出することを目的とする。なお、「遠隔施工」とは、立ち入りの制限措置を講じた施工現場において遠隔地から建設機械を操作し施工するものと定義する。

第2条（施工）

- 1 受注者は、発注者が指定する建設機械施工の全部又は一部において遠隔施工技術を活用する。ただし、具体的な施工内容及び数量・対象範囲については、契約後に監督職員との協議により決定する。なお、遠隔施工に対応した建設機械は、受注者が手配する。

- 2 本モデル工事で活用する遠隔施工技術は、以下による。※1, 2どちらか記載

※1 遠隔施工技術：映像視認操作（近距離）施工

指定された施工範囲において、遠隔操作に対応した建設機械を施工現場内または周辺に設けた仮設操作室から、現地カメラ映像の視認や ICT にて取得した情報を活用することで遠隔操作し施工するものとする。施工範囲への人の立ち入りを原則制限するほか、有人施工範囲と輻輳する区域においては十分な安全対策を行うものとする。

※2 遠隔施工技術：映像視認操作（遠距離）施工

指定された施工範囲において、遠隔操作に対応した建設機械を施工現場外の遠隔地に設けられた遠隔操作設備を備えた遠隔操作室から、現地カメラ映像の視認や ICT にて取得した情報を活用することで遠隔操作し施工するものとする。施工範囲への人の立ち入りを原則制限するほか、有人施工範囲と輻輳する区域においては十分な安全対策を行うものとする。

- 3 出来形管理及び品質管理にあたっては ICT 活用工事に準ずるものとする。これによりがたい場合は、監督職員と協議を行うものとする。
- 4 遠隔施工に使用する無線設備等については、必要な免許証や技術基準適合証明書又は試験成績書等を提出し、監督職員の承諾を得るものとする。
- 5 遠隔施工に使用する建設機械の操作については、操作する重機等の操作資格を有する者が従事するものとし、その証明書等の写しを施工計画書へ添付するものとする。
- 6 遠隔操作室の設置場所については監督職員承諾を得るものとする。
- 7 遠隔施工に使用する無線通信設備によっては無線局免許や従事者免許が必要となるも

のや、無線の混信や通信速度が低下する場合があるため、使用条件及び現場条件を把握し最適な設備を選定するものとする。

### 第3条（現場見学会等の実施）

遠隔施工の効果等を事例発表するものとして、遠隔施工のデモ実演を含めた現場見学会を官民等を対象として、工期内に1回以上開催すること。

### 第4条（実施手続）

受注者は、モデル工事の実施に先立ち、遠隔施工について施工計画を行うこと。計画した内容は、任意様式により施工計画書と併せて発注者に提出し、監督職員と協議を行うこと。

### 第5条（設計積算）

遠隔施工に伴い必要となる標準的な事項は、当初設計に計上している。現地条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については、監督職員と協議の上、契約変更の対象とする。また、第3条による現場見学会及び第8条の調査検証に伴う費用については、施工計画の段階で見積書を提出することし、契約変更の対象とする。

### 第6条（監督・検査）

ICT活用工事に準ずるものとする。これによりがたい場合は、監督職員と協議を行うものとする。

### 第7条（工事成績評定）

本モデル工事に関する工事成績評定の措置は、「令和8年度建設業デジタル化加速事業遠隔施工技術活用モデル工事試行要領」に定める。

### 第8条（調査検証への協力）

受注者は、本モデル工事で実施した遠隔施工と従来施工を比較し、遠隔施工の効果や課題等についてとりまとめ、発注者に報告書を提出すること。なお、報告書様式については、別途指示する。また、映像記録や取材について、依頼を受けた場合は協力すること。

### 第9条（その他）

本モデル工事の実施にあたって、本仕様書に定めのない事項は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。